

平成21年5月15日

各位

会社名 児玉化学工業株式会社
代表者名 取締役社長 宇川 進
(コード番号 4222 東証第2部)
問合せ先 経理部長 小林 亜夫
(TEL. 03-3834-0511)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成21年6月25日開催予定の第82回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定及び株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第6条、第8条第2項、第11条第3項)ただし、株券喪失簿については、決済合理化法の施行の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
- (2) 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第9条、第11条第3項)
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第5条 (条文省略) <u>(株券の発行)</u>	第1条～第5条 (現行どおり)
第6条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u> (自己の株式の取得)	(削除) (自己の株式の取得)
第7条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)

<p>(単元株式数および単元未満株式の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は1,000株とする。</p> <p><u>2. 当社は単元株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第9条 当社の単元未満株主（実質株主を含む。以下同じ）は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (条文省略)</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) (条文省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2.株主名簿管理人およびその事務取扱い場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3.<u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせる。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他の株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第13条～第50条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他の株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第12条～第49条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3条 <u>附則第1条から本条までの規定は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催 平成21年6月25日
定款変更の効力発生日 平成21年6月25日

以 上